九州運輸局メールマガジン 平成２４年１１月２２日　第１９３号
～九州の明日を拓く運輸と観光～
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/

◆ 目 次

１ 九州運輸局ホームページアップ情報（１１月１５日～１１月２１日掲載分）
・各種情報
・各種手続き
・報道発表
２．現場リポート
・「ＩＬＯ海上労働条約の批准に伴う船員法の一部改正説明会」を開催しました
３．九州運輸局セミナー

１　九州運輸局ホームページアップ情報
（１１月１５日～１１月２１日掲載分）

各種情報

《入札・契約情報》
◆物品・役務入札公示（平成２４年１１月１６日分）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#BUPPIN_CHOTATSU
◆企画競争実施予定情報の公表
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/koukyou/kikakukyousou_121119.pdf
◆企画競争に係る実施結果の公表（平成２４年１１月２日分まで）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#KIKAKU_KEKKA
◆九州のうんゆ（平成２４年８月号）
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kyushuunyu/body.htm

各種手続き

◆海技試験日程・合格者発表
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kaigisiken/body.htm

報道発表

◆留学生による外国人観光客の受入態勢のチェック！～九州の魅力の情報発信～
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-1116-kokusai.pdf
◆長距離フェリーの平成２４年度上半期輸送実績は、旅客微減、車両微増
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-1120-ryokakuka.pdf
◆平成 24 年度「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の認定(第２次)について
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-1121-butsuryu.pdf
◆「瀬戸内クルーズ寄港地紹介マップ」を公表！11/29 瀬戸内クルーズシンポジウムを神戸で開催！
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/2012-1121-1125-kanchika.pdf

２　現場リポート

◆「ＩＬＯ海上労働条約の批准に伴う船員法の一部改正説明会」を開催しました

海上労働条約の実施に必要な国内法として、第１８０国会において「船員法の一部を改正する法律」が成立し、平成２４年９月１２日に公布されました。
これを受け船員法施行規則等の関係省令の改正を行うこととしており、九州運輸局主催による説明会を１０月２９日（月)、福岡合同庁舎３階共用会議室で開催いたしました。
今般の改正は、ＩＬＯ海上労働条約の批准に伴うものであり、条約発効要件とされている３０ヶ国が批准したことで平成２５年８月２０日に発効することとなっています。船員の労働環境の改善を目的としており主な改正内容は次のとおりです。
当日は、関係事業者２３１名の参加があり、会場は満席の状態でありました。
２部構成とし、１部で船員の労働条件関係、２部では旗国検査関係について、本省海事局運航労務課からの説明を行いました。船長の時間外労働、休息時間の２分割に対しての労働条件に関する質問や外航船舶への海上労働証書に対する質問が多く寄せられました。
九州運輸局では、今後も改正内容の周知を図り、ご質問要望等に対応していきたいと考えています。

（主な改正内容）
・雇入契約の締結前の説明事項
・休息時間に関する労使協定の届出
・登録検査機関の登録の申請手続き
・船内苦情処理手続き
・船内安全衛生委員会の設置
・法定検査の申請手続き
・海上労働証書の交付手続き　　等

【海上安全環境部　船員労働環境課】

――― ３　九州運輸局セミナー ―――――――――――――――――――――――

九州運輸局の各課から業務内容等を紹介するコーナーです。
今回は、海上安全環境部　運航労務監理官です。

運航労務監理官は、九州運輸局本局及び管内各支局･海事事務所に３３名在籍し、船員労務監査、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理監査などの監査業務に加え、旅客船の安全確認審査、運輸安全マネジメントの評価等を行っています。

・船員労務の業務
船舶の災害や、海難の発生する原因を見ますと、依然として、見張りが不十分であったり、うっかりミスといったヒューマンエラーが原因と思われる事故が多数

を占めており、海中転落による行方不明や、死亡にいたる事故も依然として後を絶ちません。
我々運航労務監理官は、船員労務官として、これらの海難事故や船員災害を未然に防止できるよう、日常から船舶や事業者の事務所に立ち入り、船員法をはじめとする労働関係法令等の遵守状況について「労務監査」を実施し、船長や事業者に対し指導、監督を行っております。
図らずも事故や災害が発生した場合には、事故を起こした船舶に対して「海難監査等」を実施、その原因や経緯について、詳細に調査することで、事故の再発防止に努めております。
また、海中転落死亡事故など重大な違反を起こしてしまった場合には、「司法警察員」として、検察庁へ書類送検を行うなどの権限を有しております。

・運航管理の業務
管内には、定期航路・不定期航路併せて約２００の事業者が、約３００の航路において旅客船を運航させております。旅客船の他にも旅客を運ぶ貨物フェリーも多数就航しております。
旅客船事業者等は、多数のお客様の命を預かるため、船舶が安全な運航ができているか、運航管理が確実に行われているかなどの実態を確認するため、「運航管理監査」を実施し、利用者が安全かつ安心して利用できるよう努めております。
また、新規に旅客航路事業を始めたり、航路を変更したり、船舶を代替するなどの場合には、事前に提出された書類をもとに、安全に運航できるかどうかの「安全審査」を行っております。

・運輸安全マネジメントの業務
平成１８年１０月からスタートした「運輸安全マネジメント制度」は、海事部門では、旅客運送事業者、内航運送事業者など管内で１３００余社を対象に安全マネジメント評価を実施、本年度で全事業者について１回目の評価を完了する予定となっております。
運航労務監理官が、各事業者の本社などに伺い、経営トップ（社長）をはじめとする経営陣などから事業者自らが構築している安全管理体制の実施状況や改善状況についてインタビューを行ったり、関係書類の記載内容を確認し、事業者の優れた点を評価し、改善すべき点を助言することにより、事業者の安全管理に対する体制作りに努めております。

・これから始まる新しい業務
平成２４年年８月にＩＬＯ（国際労働機関）において、「海上労働条約」が批准され、平成２５年８月２０日に発効されることに伴い、船員法が一部改正されました。これに伴い、５００総トンを超える国際航海を行う船舶（官庁船、練習船等を除く）については、「海上労働証書」を受有することが義務となるため、この証書を発給するための検査を運航労務監理官が実施することとなっています。
来年早々には検査の申請が予想されております。

・そのほかにも
事業者の安全統括管理者や運航管理者に対し安全講習会を行ったり、関係団体が

主催する講習会へ講師として参加するなどして、安全管理体制に関する取組に対する事業者への支援を行っております。

以上のように、運航労務監理官は監査、評価、講習会等を通じて、ソフト面から総合的に船舶の安全運航を支援することで、海難事故や船員災害を未然に防止するため、また、少しでも事故が減少するように、日々業務に取り組んでおります。また業務を遂行するためには、関係する法令はもとより、船舶の現場など海事に関する幅広い知識と経験が要求されるため日々研鑽を重ねております。

【海上安全環境部　運航労務監理官】

////////　編集部より //
私にとって１１月は要注意月。決まって持病の腰痛が発症するのです。
調べてみたら、寒い日は血流が悪くなり筋肉も硬直して、腰痛を起こしやすくなるそうです。頭も固いのに、筋肉も硬くなりつつあります。血管が硬くならないように祈るのみです。
「ラジオ体操」の人気も上昇しているようで、呼吸や指先、足先まで意識することで運動効果が高まるそうです。夏のステテコから冬は「腹巻きパンツ」に変え、やり方をちょっと変えた運動に取り組む。そうすることで硬くなりつつある全身をほぐさなければ、と思っています。
ああ、でも一番ほぐさなければならないのは頭かなあ。

いつも九州運輸局メールマガジンをご覧いただき誠にありがとうございます。
編集部では、運輸と観光行政に関する取組や話題、イベントの案内、地域の情報等、本メールマガジンへの掲載記事を広く募集しています。お気軽にご投稿ください。
//

■本メールマガジンのバックナンバー閲覧はこちらから
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html
■本メールマガジンの配信中止やメールアドレスの変更などはこちらから
http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kouhou_mail.html
■九州運輸局メールマガジン編集部（九州運輸局総務部内）
mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp
Tel　: 092-472-2312　　Fax : 092-471-7192